

# 全体会計財務書類における注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(移動平均法)

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………取得原価

#### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の負担に属する額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。但し、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。但し、水道事業会計は出納整理期間を含みません。

## 2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更  
該当なし
- (2) 表示方法の変更  
該当なし
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更  
該当なし

## 3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃  
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更  
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正  
該当なし
- (4) 重大な災害等の発生  
該当なし

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定 債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表 未計上額	
組合負担等見込額	-	-	5,120,540 千円	5,120,540 千円
計	-	-	5,120,540 千円	5,120,540 千円

- (2) 係争中の訴訟等  
該当なし

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- 一般会計
- 公共用地先行取得事業特別会計
- 国民健康保険特別会計
- 下水道事業特別会計
- 介護保険特別会計
- 後期高齢者医療特別会計
- 水道事業特別会計

※水道事業会計は税抜経理による合算をしています。

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度の支出予定額  
該当なし

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

【一般会計】	一般管理費	1,728	千円
【一般会計】	大阪府議会議員選挙費	3,447	千円
【一般会計】	児童福祉総務費	261,076	千円
【一般会計】	し尿処理費	6,600	千円
【一般会計】	農地費	40,000	千円
【一般会計】	商工業振興費	5,669	千円
【一般会計】	浸水対策費	19,800	千円
【一般会計】	街路事業費	6,156	千円
【一般会計】	消防施設費	7,150	千円
【一般会計】	学校管理費	174,990	千円
【一般会計】	文化財保護費	750	千円
【一般会計】	公立学校施設災害復旧費	24,678	千円
【下水道事業特別会計】	下水道敷設費	89,000	千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和元年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

科目	金額		評価方法
不動産売却収入	15,040	千円	鑑定額を基礎

- ② 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
363,877 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分)  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 1,648,213 千円
- ② 重要な非資金取引  
該当なし